

第 90 号議案

足立区区民評価委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 12 月 1 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区区民評価委員会条例の一部を改正する条例
足立区区民評価委員会条例（平成 18 年足立区条例第 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条中「12 人」を「17 人」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区補助金等見直し評価委員会条例の廃止）

第 2 条 足立区補助金等見直し評価委員会条例（平成 21 年足立区条例
第 64 号）は、廃止する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部
改正）

第 3 条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例
（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区補助金等見直し評価委員会の項を削る。

（提案理由）

附属機関の機能を整理統合する必要があるので、この条例案を提出い
たします。